

## 第 13 章

### 事後調査の計画

## 第13章 事後調査の計画

### 13.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

#### 13.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 13.1-1 に示すとおりである。

表 13.1-1 (1) 事後調査項目の選定

項目		環境影響要因		事後調査 項目選定		
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	工事	建設機械の稼働	×		
			資材運搬等の車両の走行	×		
		存在・供用	施設の稼働	○		
			自動車交通の発生	○		
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	存在・供用	施設の稼働	○		
	浮遊粒子状物質	工事	建設機械の稼働	×		
			資材運搬等の車両の走行	×		
		存在・供用	施設の稼働	○		
			自動車交通の発生	○		
	炭化水素	工事	資材運搬等の車両の走行	×		
存在・供用		自動車交通の発生	○			
粉じん	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事	×			
その他の大気質に係る有害物質等	存在・供用	施設の稼働	○			
騒音・ 低周波音	騒音	工事	建設機械の稼働	×		
			資材運搬等の車両の走行	×		
		存在・供用	施設の稼働	○		
			自動車交通の発生	○		
低周波音	存在・供用	施設の稼働	○			
振動	振動	工事	建設機械の稼働	×		
			資材運搬等の車両の走行	×		
		存在・供用	施設の稼働	○		
			自動車交通の発生	○		
悪臭	悪臭	存在・供用	施設の稼働	○		
水質	公共 用水域の 水質	存在・供用	生物化学的酸素要求量 又は化学的酸素要求量	○		
			浮遊物質	工事	造成等の工事	×
		工事	窒素及び燐	存在・供用	施設の稼働	○
			水素イオン濃度	工事	造成等の工事	×
	健康項目等	存在・供用	施設の稼働	○		
底質	底質に係る有害物質等	存在・供用	施設の稼働	○		

表 13.1-1(2) 事後調査項目の選定

項目		環境影響要因		事後調査 項目選定
水象	河川等の流量、流速及び水位	存在・供用	造成地の存在、施設の存在	×
	地下水の水位及び水脈		造成地の存在	○
地盤	地盤沈下	存在・供用	造成地の存在	○
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働	×
			資材運搬等の車両の走行	×
			造成等の工事	×
		存在・供用	造成地の存在	○
植物	保全すべき種	工事	造成等の工事	×
		存在・供用	造成地の存在	○
	保全すべき植生及び群落	工事	造成等の工事	×
		存在・供用	造成地の存在	○
生態系	地域を特徴づける生態系	工事	建設機械の稼働	×
			資材運搬等の車両の走行	×
			造成等の工事	×
		存在・供用	造成地の存在	×
景観	景観資源(自然的景観及び歴史的景観資源)	存在・供用	造成地の存在・施設の存在	×
	眺望景観	存在・供用	施設の存在	○
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働	×
			資材運搬等の車両の走行	×
			造成等の工事	×
		存在・供用	造成地の存在、施設の存在	○
			施設の稼働	○
自動車交通の発生	○			
史跡・文化財	埋蔵文化財	存在・供用	造成地の存在	×
日照障害	日影の状況	存在・供用	施設の存在	×
電波障害	電波受信状況	存在・供用	施設の存在	×
廃棄物等	廃棄物	工事	造成等の工事	×
		存在・供用	施設の稼働	○
	残土	工事	造成等の工事	×
	雨水及び処理水	存在・供用	施設の稼働	○
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働	×
			資材運搬等の車両の走行	×
			造成等の工事	×
		存在・供用	施設の稼働、	○
			自動車交通の発生	○

### 13.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由は表 13.1-2 に示すとおりである。

表 13.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

項目	環境影響要因	除外する理由
大気質	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
	資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う将来予測濃度は整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事	予測の精度が確保されているとともに、造成等の工事に伴う粉じんの工事寄与量は整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
騒音・低周波音	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う騒音は整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
	資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音は整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
振動	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う振動レベルは整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
	資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルは整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
水質	造成等の工事	予測の精度が確保されているとともに、造成等の工事に伴う浮遊物質量及び水素イオン濃度は整合を図るべき基準等を満たしていると予測され、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

項目		環境影響要因		除外する理由
水象	河川等の流量、流速及び水位	存在・供用	造成地の存在	予測の精度が確保されているとともに、雨水流出量の変化については、新設する調整池により、雨水流出量の抑制を図ることで水象への影響は小さいものと考えられる。 したがって、事後調査項目から除外する。
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事	工事中における動物の生息環境への影響は一時的なものであり、環境保全措置を講じることで生息環境への影響は小さいと考えられ、その効果に不確実性を伴わない。 したがって、事後調査項目から除外する。
植物	保全すべき種、保全すべき植生及び群落	工事	造成等の工事	工事中における植物の生育地への影響は一時的なものであり、環境保全措置を講じることで生育地への影響は小さいと考えられ、その効果に不確実性を伴わない。 したがって、事後調査項目から除外する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事	工事中における生態系への影響は一時的なものであり、環境保全措置を講じることで生息環境への影響は小さいと考えられ、その効果に不確実性を伴わない。 したがって、事後調査項目から除外する。
		存在・供用	造成地の存在	供用時における生態系への影響は、生息環境が一部消失するものの、計画区域周辺に主な生息環境は残存し、環境保全措置を講じることで生息環境への影響は小さいと考えられ、その効果に不確実性を伴わない。 したがって、事後調査項目から除外する。
景観	景観資源(自然的景観及び歴史的景観資源)	存在・供用	造成地の存在・施設の存在	景観資源に与える影響はないことから、事後調査項目から除外する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事	予測の精度が確保されているとともに、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。 したがって、事後調査項目から除外する。
史跡・文化財	埋蔵文化財	存在・供用	造成地の存在	文化財保護法、埼玉県文化財保護条例等に基づく手続きや、必要に応じた協議により、埋蔵文化財の改変は回避されるため、事後調査項目から除外する
日照障害	日影の状況	存在・供用	施設の存在	予測の精度が確保されているとともに、施設の存在に伴う日照障害は整合を図るべき基準等を満たしていると予測される。 また、進出企業に対しては、計画区域周辺で計画建物による日照障害が生じることのない建物形状、高さに配慮するように要請していく。 したがって、事後調査項目から除外する。
電波障害	電波受信状況	存在・供用	施設の存在	予測の精度が確保されているとともに、施設の存在に伴う電波障害は整合を図るべき基準等を満たしていると予測される。 また、進出企業に対しては、計画区域周辺で計画建物による障害が生じた場合には、受信障害の改善方法、時期等について関係者と十分協議し、必要な対策を実施するよう要請していく。 したがって、事後調査項目から除外する。

表 13.1-2(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

項目		環境影響要因		除外する理由
廃棄物等	廃棄物、残土	工事	造成等の工事	<p>予測の精度が確保されているとともに、造成等の工事に伴う廃棄物等は整合を図るべき基準等を満たしていると予測される。</p> <p>また、造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事	<p>予測の精度が確保されているとともに、かつ、工事期間中の一時的な影響であることから、その影響は軽微と考える。</p> <p>したがって、事後調査項目から除外する。</p>

## 13.2 事後調査方法等

### 13.2.1 大気質

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う大気質の状況等について事後調査を行う。

#### (1) 調査内容

##### 1) 大気質の状況

一般環境大気質：施設の稼働に伴う二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、炭化水素（非メタン炭化水素）

沿道環境大気質：自動車交通の発生に伴う二酸化窒素又は窒素酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素（非メタン炭化水素）

##### 2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 大気質の状況

###### ア) 一般環境大気質

一般環境大気質の調査方法は、表 13.2-1 に示すとおりである。

表 13.2-1 一般環境大気質の調査方法

調査項目	調査（測定）方法	試料採取高さ
二酸化窒素	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法とする。	地上 1.5m
二酸化硫黄		地上 1.5m
浮遊粒子状物質		地上 3.0m
炭化水素（非メタン炭化水素）	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」（昭和 52 年環大企第 61 号環境庁大気保全局長通達）に定める測定方法とする。	地上 1.5m

## イ) 沿道環境大気質

沿道環境大気質の調査方法は、表 13.2-2 に示すとおりである。

表 13.2-2 沿道環境大気質の調査方法

調査項目	調査（測定）方法	試料採取高さ
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に定める測定方法とする。	地上 1.5m
浮遊粒子状物質	「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定める測定方法とする。	地上 3.0m
炭化水素（非メタン炭化水素）	「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について」（昭和 52 年環大企第 61 号環境庁大気保全局長通達）に定める測定方法とする。	地上 1.5m

## 2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

### (3) 調査地域・地点

予測地点と同様、一般環境大気質 1 地点、沿道環境大気質 4 地点の計 5 地点とする。  
対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

### (4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期とし、一般的に大気質濃度が比較的高くなる冬季に 7 日間測定を 1 回とする。



## 13.2.2 騒音・低周波音

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う騒音、施設の稼働に伴う低周波音の状況等について事後調査を行う。

### (1) 調査内容

#### 1) 騒音の状況

環境騒音 : 施設の稼働に伴う騒音  
道路交通騒音 : 自動車交通の発生に伴う騒音  
低周波音 : 施設の稼働に伴う低周波音

#### 2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

### (2) 調査方法

#### 1) 騒音の状況

##### ① 環境騒音

環境騒音の騒音レベル ( $L_{A5}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{A95}$ 、 $L_{Aeq}$ ) については、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)に定める「環境騒音の表示・測定方法 (JISZ8731 (1999))」に準じて、計量法第 71 条の条件に合格した普通騒音計及びメモリーカードを用いて測定する。

##### ② 道路交通騒音

道路交通騒音の騒音レベル ( $L_{A5}$ 、 $L_{A50}$ 、 $L_{A95}$ 、 $L_{Aeq}$ ) については、「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)に定める「環境騒音の表示・測定方法 (JISZ8731 (1999))」に準じて、計量法第 71 条の条件に合格した普通騒音計及びメモリーカードを用いて測定する。

##### ③ 低周波音

低周波音音圧レベル (G 特性音圧レベル、1/3 オクターブバンド音圧レベル) については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁)に準じて測定する。

#### 2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

### (3) 調査地域・地点

予測地点と同様、環境騒音 4 地点、道路交通騒音 4 地点、低周波音 4 地点の計 12 地点とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

### (4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期とし、調査期間・頻度は平日の 1 日（24 時間）とする。

### 13.2.3 振動

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う振動の状況等について事後調査を行う。

#### (1) 調査内容

##### 1) 振動の状況

環境振動 : 施設の稼働に伴う振動  
道路交通振動 : 自動車交通の発生に伴う振動

##### 2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 振動の状況

###### ① 環境振動

環境振動の振動レベル ( $L_{10}$ 、 $L_{50}$ 、 $L_{90}$ ) について、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号) に定める「振動レベル測定方法 (JISZ 8735)」に準じて、JIS C 1510 に定められた振動レベル計及びメモリーカードを用いて測定する。

###### ② 道路交通振動

道路交通振動レベル ( $L_{10}$ 、 $L_{50}$ 、 $L_{90}$ ) について、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年、総理府令第 58 号) に定める「振動レベル測定方法 (JISZ 8735)」に準じて、JIS C 1510 に定められた振動レベル計及びメモリーカードを用いて測定する。

##### 2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

#### (3) 調査地域・地点

予測地点と同様、環境振動 4 地点、道路交通振動 4 地点の計 8 地点とする。  
対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

#### (4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期とし、調査期間・頻度は平日の 1 日 (24 時間) とする。

## 13.2.4 悪臭

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働に伴う悪臭の状況等について事後調査を行う。

### (1) 調査内容

#### 1) 悪臭の状況

施設の稼働に伴う悪臭（臭気指数）

#### 2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

### (2) 調査方法

#### 1) 悪臭の状況

臭気指数（濃度）は「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成 7 年環境庁告示第 63 号）」に定める方法に準じて測定する。

#### 2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

### (3) 調査地域・地点

予測地点と同様、計画区域内の 2 地点とする。なお、調査日の風向における風上側、風下側で実施する。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

### (4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期とし、夏季の平日の 1 回とする。

## 13.2.5 水質

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働に伴う水質の状況等について事後調査を行う。

### (1) 調査内容

#### 1) 水質の状況

水質：施設の稼働に伴う水質（生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、窒素及びリン、健康項目等※）への影響

※健康項目等：カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類

底質：施設の稼働に伴う底質（シアン、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、ダイオキシン類）への影響

#### 2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

### (2) 調査方法

#### 1) 水質の状況

##### ① 水質

「水質汚濁に係る環境基準について」及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」に定める測定方法に準じて測定する。

##### ② 底質

底質に係る有害物質等（シアン、アルキル水銀、有機リン、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、ダイオキシン類）の調査方法は、「底質調査方法について（昭和63年環水管第127号環境庁水質保全局長通知）」、「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月改定、環境省）、その他環境省の告示又は通知に定める方法とする。

## 2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

### (3) 調査地域・地点

予測地点と同様、計画区域からの排水口である計画区域北側の元荒川、計画区域南側の綾瀬川の2地点とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

### (4) 調査期間・頻度

調査時期は進出企業の事業活動が定常状態となる時期とし、施設からの排水による影響が大きいと想定される渇水期である冬季とする。また、調査頻度は、冬季に1回とする。

### 13.2.6 水象

予測において、地下水位への影響には不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働に伴う水象の状況等について事後調査を行う。

#### (1) 調査内容

##### 1) 水象の状況

造成地の存在に伴う地下水（地下水の水位）への影響

##### 2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 水象の状況

地下水の水位は、観測井戸を設置し、自記水位計により把握する。

##### 2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

#### (3) 調査地域・地点

予測地点と同様、計画区域内の3地点とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

#### (4) 調査期間・頻度

調査時期は、造成工事前から造成工事完了時までとし、調査期間中は、自記水位計により、継続的に測定する。

### 13.2.7 地盤

予測において、造成地の存在に伴う地盤沈下の変動は不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における造成地の存在に伴う地盤の状況等について事後調査を行う。

#### (1) 調査内容

##### 1) 地盤の状況

造成地の存在に伴う地盤沈下

##### 2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 地盤の状況

計画区域の敷地境界において盛土に伴う圧密沈下量、変形等を観測した結果の整理により確認する。

##### 2) 環境保全措置の実施状況

関係資料の整理により確認する。

#### (3) 調査地域・地点

調査地点は、計画区域の敷地境界とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

#### (4) 調査期間・頻度

調査時期は、工事着手前、造成工事中、造成工事完了後とし、工事の進捗に合わせ適宜実施する。



### 13.2.8 動物

予測において、動物の代償措置の効果は不確実性を伴うため、移設後の生息確認を目的として、供用時における造成地の存在に伴う動物の状況等について事後調査を行う。

#### (1) 調査内容

##### 1) 保全すべき種の状況

造成地の存在に伴う保全すべき種への影響

##### 2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 動物の状況

代償措置を講じたニホンアカガエルの生息状況を直接観察及び任意採取により確認する。

##### 2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

#### (3) 調査地域・地点

調査地点は、ニホンアカガエルの移設先とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

#### (4) 調査期間・頻度

調査時期は、移設作業の当年及び翌年とする。

### 13.2.9 植物

予測において、植物の代償措置の効果は不確実性を伴うため、移植後の生育確認を目的として、供用時における造成地の存在に伴う植物の状況等について事後調査を行う。

#### (1) 調査内容

##### 1) 保全すべき種の状況

造成地の存在に伴う保全すべき種への影響

##### 2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 植物の状況

代償措置を講じたコギシギシの生育状況を目視観察等により確認する。

##### 2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

#### (3) 調査地域・地点

コギシギシの移植先とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

#### (4) 調査期間・頻度

調査時期は、移植当年、移植翌年及び移植翌々年とする。

### 13.2.10 景観

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における造成地及び施設の存在に伴う景観の状況等について事後調査を行う。

#### (1) 調査内容

##### 1) 景観の状況

造成地及び施設の存在に伴う眺望景観への影響

##### 2) 環境保全措置の実施状況

「第 11 章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 景観の状況

眺望景観の状況は、写真撮影により確認する。

##### 2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

#### (3) 調査地域・地点

予測地点と同様とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

#### (4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の施設の完成後とし、冬季の 1 回とする。

### 13.2.11 自然とのふれあいの場

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における自然とのふれあいの場の状況等について事後調査を行う。

#### (1) 調査内容

##### 1) 自然とのふれあいの場の状況

供用時の自然とのふれあいの場への影響

##### 2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 自然とのふれあいの場の状況

関係資料及び大気質、騒音、振動の事後調査結果を整理することで、自然とのふれあいの場の利用環境の変化を確認する。

##### 2) 環境保全措置の実施状況

関係資料の整理により確認する。

#### (3) 調査地域・地点

予測地点と同様とする。

対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は、計画区域及びその周辺とする。

#### (4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期とする。

### 13.2.12 廃棄物等

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働に伴う廃棄物等の状況等について事後調査を行う。

#### (1) 調査内容

##### 1) 廃棄物等の状況

施設の稼働に伴う廃棄物等（廃棄物の排出量及び排出抑制、雨水及び処理水の有効利用）

##### 2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 廃棄物等の状況

廃棄物等の状況は、関係資料の整理により確認する。

##### 2) 環境保全措置の実施状況

環境保全措置の実施状況は、関係資料の整理により確認する。

#### (3) 調査地域・地点

廃棄物等、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は計画区域内とする。

#### (4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期の1年間とする。

### 13.2.13 温室効果ガス等

予測において、進出企業の業種は想定であり不確実性を伴うため、影響の程度を把握することを目的として、供用時における施設の稼働及び自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の状況等について事後調査を行う。

#### (1) 調査内容

##### 1) 温室効果ガス等の状況

施設の稼働に伴う温室効果ガス等（排出量及び排出抑制）

自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等（排出量及び排出抑制）

##### 2) 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

#### (2) 調査方法

##### 1) 温室効果ガス等の状況

温室効果ガス等の状況は、関係資料の整理により確認する。

##### 2) 環境保全措置の実施状況

環境保全措置の実施状況は、関係資料の整理により確認する。

#### (3) 調査地域・地点

温室効果ガス等の状況、対象事業の実施状況及び環境保全措置の実施状況は計画区域内及びその周辺とする。

#### (4) 調査期間・頻度

調査時期は、進出企業の事業活動が定常状態となる時期の1年間とする。

### 13.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果に基づき、予測及び評価の結果を検証し、事後調査の結果が予測結果と著しく異なり、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、その原因を究明するための調査等を行う。

その結果、環境影響が本事業に起因すると判断される場合は、事業者が主体となり、必要に応じ関係機関及び専門家の助言・指導等を受けながら、速やかに適切な追加の環境の保全のための措置及び継続的な監視調査を検討し、各立地企業に改善のための措置等を指導していく。

### 13.4 事後調査の実施体制

#### 13.4.1 事後調査書の提出時期

事後調査書は、工事中、供用時の調査完了後の適切な時期に提出するものとする。

#### 13.4.2 事後調査を実施する主体

事後調査は、都市計画決定権者である蓮田市が実施する。